

四日市市消防本部訓令第2号

四日市市消防交替勤務職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年7月13日

四日市市消防長 山本良也

四日市市消防交替勤務職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程  
四日市市消防交替勤務職員の勤務時間等に関する規程（平成10年消防本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(休憩時間) 第4条 (略) 2 <u>所属長は、災害出動その他業務の都合等により必要があると認める場合は、前項により定めた休憩時間の時限を変更することができる。</u>	(休憩時間) 第4条 (略) (追加)

附 則

この規程は、平成27年7月15日から施行する。